

滋賀県歳入確保アドバイザー業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

滋賀県では、自主財源拡充に向けた歳入確保に当たっては、県の経営資源を最大限活用し、県の取組の意義を積極的に発信し、理解と共感を得ることに努めることとしており、ファンドレイジングの手法を活用しながら本県が実施する様々な分野のプロジェクトにおける歳入確保およびその働きかけの取組を進める予定である。

本業務においては、本県の特長や現在の取組状況をふまえて、効果的な歳入確保のための取組等を検討するとともに、専門的知見・ノウハウの提供や伴走支援を求めるものである。

なお、本業務は専門的な知識や豊富な実務経験を持つ民間事業者に委託することとし、本実施要領および仕様書に基づき、契約予定者を決定するものとする。

※ファンドレイジング：民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称(※日本ファンドレイジング協会 HP より)

2 業務の概要

(1) 業務の名称

滋賀県歳入確保アドバイザー業務

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 契約の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予定価格

5,295,000円(消費税および地方消費税を含む)

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

【大分類】役務 【中分類】各種調査業務またはその他の役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課

(〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314)

4 プロポーザル説明会

説明会は開催しない。

5 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票(様式1)に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより6(1)②に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和8年5月12日(火曜日)17時

(3) 回答方法

質問票で受け付けた質問をまとめて県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kengai/kifu/350155.html>

(4) 回答期日

令和8年5月13日(水曜日)17時を目途に回答する。

6 企画提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を作成し提出すること。なお、提案は1者につき1案とする。

(1) 提出期限および提出方法

①提出期限

令和8年5月18日(月曜日)17時(必着)

②提出方法

持参または郵送(簡易書留)により提出すること。

・提出先:滋賀県総務部行政経営推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3298、FAX:077-528-4827

メールアドレス:shigaouen@pref.shiga.lg.jp

・持参の場合は、土・日曜日および祝日を除く、9時から17時までとする。

・郵送の場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

(2) 提出書類および提出部数

①応募申込書(様式2) [提出部数:1部]

②企画提案書(様式3) [提出部数:6部]

・企画提案書は基本的には様式3により、A4版で作成してください。

・任意様式でも構いませんが、記載項目については漏れなく記載してください。

・企画提案書には申請者が特定できる名称やロゴマーク等を記載しないこと。

③経費見積書(任意様式) [提出部数:6部]

- ・概算見積書には、仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までのすべてに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・消費税および地方消費税込みとし、税額を明示すること。

④企業等の概要資料(パンフレット等) [提出部数:1部]

⑤社会政策推進面の関係書類 [ア～オの区分ごと、該当の場合に各1部提出]

ア 次のaまたはbのいずれか1部

- a 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
- b 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

ウ 次のa～dのいずれか1部

- a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- c 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

エ 次のaまたはbのいずれか1部

- a 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- b 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

オ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のa～dのいずれか1部

- a 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証について審査登録機関の証明書の写し
- b 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録証の写し
- c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録証の写し
- d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証証の写し

7 審査および契約予定者の決定方法

(1) 契約予定者の決定方法

当課が設置する審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき提出

された企画提案書等の審査を行い、予定価格の制限の範囲内において、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者としない。

(2) 審査会

当課および関係課において、3名の委員をもって設置する。

(3) 評価項目および評価点

番号	評価項目	審査の視点	評価点
①	業務理解	本県の現状を把握し、本業務の目的、必要性等を十分に理解し、取組方針および考え方は適切か。	10
②	企画力	類似事業の取組実績があり、その実績を踏まえ、庁内の関係所属が歳入確保に取り組むための具体的な助言や伴走支援が見込まれるか。	12
③		歳入確保にかかる専門的知見やノウハウの活用が十分に見込まれるか。	10
④		様々な分野における歳入確保、異なるターゲットへの訴求に対応できるよう幅広い手法が提示されているか。	10
⑤		仕様書記載内容が反映されているか。本業務の推進に資する独自の提案があるか。	10
⑥		実現性	提案内容は、具体的かつ実現可能なものとなっているか。
⑦	実現性	業務の実施体制が整えられ、確実な業務の遂行や良好な運営が期待できるか。	10
⑧		全体のスケジュールは無理のない具体的な内容か。	10
⑨		経済性	適切な見積価格となっているか。 (予定価格に対する見積価格の割合で評価) 80%未満……………10点 80%以上85%未満…8点 85%以上90%未満…6点 90%以上95%未満…4点 95%以上100%……1点 100%より大きい……失格
⑩	社会政策	滋賀県内に本店または本社を置いているか。	3
⑪	推進等	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑫		高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
⑬		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 a 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 b 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者で	1

	<p>あって障害者を雇用しているか。</p> <p>c 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。</p> <p>d 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。</p>	
⑭	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑮	<p>「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。</p> <p>a 国際標準化機構が定めた規格ISO14001 に適合している旨の認証</p> <p>b 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>c 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>d 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	1
合 計		100

(4) 結果の通知

審査会における選定結果は、速やかに応募申込者に直接文書により通知する。

(5) 契約予定者選定後

審査会で選定された契約予定者と、企画提案書等の内容について詳細な内容について協議を行った後、提出された正式な見積書の額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。この際、企画提案書の内容について一部変更することがある。協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行うことがある。

8 失格

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足や不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

9 その他

- (1) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 採用後の企画等の実施にあたっては、担当課と十分協議を行って進めること。

(採用された企画案でも、本業務の達成のために、実施過程において協議の上、内容の変更を行う場合がある。)